介護保険料の所得段階が9段階から13段階に変わります

介護保険料は、今後3年間の要介護等の認定者数や、サービスの利用者数の見込等により推計した保険給付等などを基に算出しています。

町では、第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料（基準額）は、介護給付費準備基金（介護保険事業財政調整基金）を活用し、令和3年度から令和5年度の介護保険料（基準額）と同額に据え置くこととしています。

また、今回所得段階について、国の示す標準段階が9段階から13段階に変更となったため、本町においても所得段階を13段階に変更しています。基準額に本人や世帯の課税状況や所得に応じた保険料率を掛けて算出した金額が、納めていただく保険料額です。

●第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料（令和6～8年度）

所得段階	対象となる方				年間保険料額（月額）
第1段階	・生活保護を受けている方 ・世帯全員が町民税非課税で老齢福祉年金を受けている方 ・世帯全員が町民税非課税で本人の課税年金収入額+前年の合計所得金額が80万円以下の方				18,468円（1,539円）
第2段階	本人が町民税非課税	世帯全員が町民税非課税	本人の課税年金収入額＋前年の合計所得金額	80万円を超えて120万円以下の方	31,428円（2,619円）
第3段階	本人が町民税非課税	世帯全員が町民税非課税	本人の課税年金収入額＋前年の合計所得金額	120万円を超える方	44,388円（3,699円）
第4段階	本人が町民税非課税	世帯内に町民税課税者がいる	本人の課税年金収入額＋前年の合計所得金額	80万円以下の方	58,320円（4,860円）
第5段階（基準額）	本人が町民税非課税	世帯内に町民税課税者がいる	本人の課税年金収入額＋前年の合計所得金額	80万円を超える方	64,800円（5,400円）
第6段階	本人が町民税課税	前年の合計所得金額	120万円未満の方		77,760円（6,480円）
第7段階	本人が町民税課税	前年の合計所得金額	120万円以上210万円未満の方		84,240円（7,020円）
第8段階	本人が町民税課税	前年の合計所得金額	210万円以上320万円未満の方		97,200円（8,100円）
第9段階	本人が町民税課税	前年の合計所得金額	320万円以上420万円未満の方		110,160円（9,180円）
新設 第10段階	本人が町民税課税	前年の合計所得金額	420万円以上520万円未満の方		123,120円（10,260円）
新設 第11段階	本人が町民税課税	前年の合計所得金額	520万円以上620万円未満の方		136,080円（11,340円）
新設 第12段階	本人が町民税課税	前年の合計所得金額	620万円以上720万円未満の方		149,040円（12,420円）
新設 第13段階	本人が町民税課税	前年の合計所得金額	720万円以上の方		155,520円（12,960円）

●第1～3段階は、公費負担により保険料が軽減されています。
●「合計所得金額」とは、事業や給与等の各収入金額から必要経費を控除した金額の合計額です。
※第1～5段階までの方は年金収入に係る所得を除いた金額となります。
●介護保険料の決定通知書については6月中旬に送付します。本年度の町民税の額を基準に算定のうえ、本年度の介護保険料を確定し決定通知書をお送りします。

問　地域福祉課　介護福祉係　☎767-2198

広告枠

利府町水道お客さまセンター
株式会社 宅配
水道料金等徴収関連業務受託会社

DAITO JHOME
宅地分譲
注文住宅
株式会社 大東ジェイホーム